農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（役員等の兼職等が認められる場合） **第七十九条**　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事　次に掲げる場合 イ　（略） ロ　農業委員会の委員又は推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十七条第一項に規定する推進委員をいう。）となる場合 ハ～ト　（略） チ　次に掲げる会社の非常勤の役員となる場合 (1)　組合の子会社 (2)　組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社 (3)　組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の全部を有する会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社 リ～ル　（略） 二・三　（略） 2　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1)～(6)　（略） (7)　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十七　（略） 十八　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第五項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2～7　（略）	（役員等の兼職等が認められる場合） **第七十九条**　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事　次に掲げる場合 イ　（略） ロ　農業委員会の委員となる場合 ハ～ト　（略） チ　組合の子会社又は組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社の非常勤の役員となる場合 リ～ル　（略） 二・三　（略） 2　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1)～(6)　（略） (8)　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十七　（略） 十八　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第三項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2～7　（略）